

国民健康保険料の減免基準

(目的)

第1条 新潟市国民健康保険条例（昭和34年新潟市条例第5号。以下「条例」という。）第21条に規定する国民健康保険料（以下「保険料」という。）の減免については、この基準の定めるところによる。

(減免の範囲)

第2条 国民健康保険に加入している世帯が、次の各号のいずれかに該当することになり、かつ、納付が困難になったと認められるときは、別表の基準により保険料（条例第18条に規定する保険料の額をいう。以下同じ。）を減免することができる。ただし、当該理由発生の日前に納期限が経過している部分の保険料は除くものとする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これに類する災害により、その居住する等の家屋に著しい損害を受けた世帯
- (2) 倒産等で失業、休業、廃業、疾病等により、所得が著しく減少した世帯
- (3) 障がい者である被保険者を有する世帯
- (4) 納付義務者（擬主は除く。）が、寡婦又はひとり親である世帯
- (5) 旧被扶養者である被保険者を有する世帯
- (6) 国民健康保険法第59条に該当する被保険者を有する世帯
- (7) 前各号に類する理由又は、その他特別の事情がある場合

2 前項の規定による保険料の減免は、条例第9条の規定により賦課した当該年度の保険料（随時及び過年度賦課保険料を含む。）について行う。

3 前項の規定にかかわらず第1項第1号に該当する場合で減免の理由が12月以降に発生したときは、翌年度に賦課する保険料についても減免することができる。

この場合において、減免を受けようとする納付義務者は7月15日までに減免の申請書を市長に提出しなければならない。

4 特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については、特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の3日（その日が新潟市の休日を定める条例（平成元年新潟市条例第35号）に定める休日に当たる場合は、その翌日）までに減免の申請書を市長に提出しなければならない。

ただし、当該年金給付の支払に係る月が、当該年度の6月までの間は、新潟市国民健康保険条例施行規則（昭和44年新潟市規則第1号）第22条第2項の通知書を発送した日から2週間以内に減免の申請書を市長に提出しなければならない。

5 第2項の規定にかかわらず第1項第6号に該当する場合で、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(減免理由が2以上の場合)

第3条 前条第1項に規定する各号のうち、2以上の規定に該当するものについては、減免割合の大きいいずれか1つの規定を適用する。

ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(軽減世帯)

第4条 保険料の減免に際し、条例第17条の規定による保険料の減額が行われるとき（条例第17条第

1 項第3号を除く)は、減免を行わないものとする。

ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(減免の額の端数計算)

第5条 別表に定める減免割合等による減免額の計算において、その計算の過程で生じた金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 第1項の規定により算出した減免額に100円未満の端数が生じた場合は、これを100円に切り上げるものとする。

(その他)

第6条 この基準に係る減免の取り扱い事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準による改正後の国民健康保険料の減免基準の規定は、昭和63年度分の保険料から適用し、昭和62年度分までの保険料については、なお、従前の例による。

(国民健康保険料の減免に係る取扱要領の廃止)

3 国民健康保険料の減免に係る取扱要領は廃止する。

(保険料の減免の特例)

4 当分の間、保険料の減免についての別表の規定の適用については、同表中「該当する者(保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間にある者に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。

(東日本大震災に伴う特例)

5 東日本大震災(以下「大震災」という。)が生じた日に東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域内に住所を有し、被災後に転入した者が納付義務者である世帯の保険料の減免については、令和4年3月31日までの間、第2条第1項の規定にかかわらず、別表第2に規定する基準によるものとする。

(新型コロナウイルス感染症に伴う特例)

6 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の保険料の減免については、令和4年3月31日までの間、第2条第1項の規定にかかわらず、別表第3に規定する基準によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準による改正後の国民健康保険料の減免基準の規定は、平成2年度分の保険料から適用し、平成元年度分までの保険料については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の国民健康保険料の減免基準の規定は、平成22年度分の保険料から適用し、平成21年度分までの保険料については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年8月19日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成24年5月15日から施行し、改正後の国民健康保険料の減免基準は平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成24年8月8日から施行し、改正後の国民健康保険料の減免基準は平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月9日から施行し、改正後の国民健康保険料の減免基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年8月11日から施行し、改正後の国民健康保険料の減免基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年8月10日から施行し、改正後の国民健康保険料の減免基準は、平成27年

4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月9日から施行し、改正後の国民健康保険料の減免基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年8月4日から施行し、改正後の国民健康保険料の減免基準は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年8月10日から施行し、改正後の国民健康保険料の減免基準は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月3日から施行し、改正後の国民健康保険料の減免基準は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の国民健康保険料の減免基準の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年8月29日から施行し、改正後の国民健康保険料の減免基準は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月22日から施行し、改正後の国民健康保険料の減免基準は、令和2年2月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月21日から施行し、改正後の国民健康保険料の減免基準は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月28日から施行し、改正後の国民健康保険料の減免基準は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の国民健康保険料の減免基準第2条第1項第4号の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 9 月 24 日から施行し、改正後の国民健康保険料の減免基準は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

適用条文	適用範囲	減免割合等	添付書類等
第 2 条 第 1 項 第 1 号 (災害)	災害により、家屋又は家財に損害を受け、その損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く）が家屋又は家財の価格の30%以上である場合、かつ、前年中の世帯の総所得金額が1,000万円以下の世帯 ◎50%以上 1. 前年中の世帯の総所得金額が500万円以下の場合 2. 前年中の世帯の総所得金額が500万円を超え750万円以下の場合 3. 前年中の世帯の総所得金額が750万円を超え1,000万円以下の場合 ◎30%以上50%未満 1. 前年中の世帯の総所得金額が500万円以下の場合 2. 前年中の世帯の総所得金額が500万円を超え750万円以下の場合 3. 前年中の世帯の総所得金額が750万円を超え1,000万円以下の場合	保険料全額 保険料10分の 5 減 保険料10分の2.5減 保険料10分の 5 減 保険料10分の2.5減 保険料10分の1.25減	○罹災証明書 ○その他証明できる書類
第 2 条 第 1 項 第 2 号 (所得激減)	当該年中の世帯の総所得金額の見積額が前年中の世帯の総所得金額に比較して、所得が一定割合以上減少し、かつ、前年中の世帯の総所得金額が1,000万円以下の世帯 1. 所得減少割合が 8 割以上の場合 2. 所得減少割合が 7 割以上の場合 3. 所得減少割合が 6 割以上の場合 4. 所得減少割合が 5 割以上の場合 5. 所得減少割合が 4 割以上の場合	「所得割額」とは条例第10条第 1 項に規定する所得割額をいう。以下同じ。 所得割額の10分の 8 減 所得割額の10分の 7 減 所得割額の10分の 6 減 所得割額の10分の 5 減 所得割額の10分の 4 減	○雇用保険の明細書 ○給与の明細書 ○診断書 など

適用条文	適用範囲	減免割合等	添付書類等
第 2 条 第 1 項 第 3 号 (障がい者)	地方税法（以下「法」という。）第292条第1項第9号に掲げる者を被保険者として有し、かつ、前年中の世帯の総所得金額が1,000万円以下の世帯 1. 地方税法施行令（以下「施行令」という。）第7条に掲げる者（施行令第7条の15の7に掲げる者は除く。）を有する場合 2. 施行令第7条の15の7に掲げる者を有する場合	所得割額から法第314条の2第1項第6号に掲げる額に、所得割料率を乗じて得た額を減ずる。 所得割額から上記同条項の括弧書きに掲げる額に、所得割料率を乗じて得た額を減ずる。	○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○その他障がい者であることを証明できる書類
第 2 条 第 1 項 第 4 号 (寡婦・ひとり親)	1. 法第292条第1項第11号に掲げる者が納付義務者であり、かつ、前年中の世帯の総所得金額が1,000万円以下の世帯 2. 法第292条第1項第12号に掲げる者が納付義務者であり、かつ、前年中の世帯の総所得金額が1,000万円以下の世帯	所得割額から法第314条の2第1項第8号に掲げる額に、所得割料率を乗じて得た額を減ずる。 所得割額から法第314条の2第1項第8の2号に掲げる額に、所得割料率を乗じて得た額を減ずる。	戸籍謄本等

適用条文	適用範囲	減免割合等	添付書類等
第 2 条 第 1 項 第 5 号 (旧被扶養者)	次のいずれにも該当する者(被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間にある者に限る。)の属する世帯 ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であつた者 (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。 (イ) 船員保険法の規定による被保険者 (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 (エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。	(ア) 旧被扶養者に係る所得割額を免除する。 (イ) 旧被扶養者の均等割額について、被保険者の資格を取得した日の属する月以降2年を経過するまでの間、法定軽減額と合わせて半額となるよう減額する。(旧被扶養者の属する世帯が、7割、5割の減額該当世帯である場合は、適用しない。) (ウ) 旧被扶養者のみの単身世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯の平等割額について、被保険者の資格を取得した日の属する月以降2年を経過するまでの間、法定軽減額と合わせて半額となるよう減額する。(旧被扶養者の属する世帯が、7割、5割の減額該当世帯又は国民健康保険法施行令第29条の7第2項第8号ロに規定する特定世帯である場合は適用しない。)	○旧被扶養者に該当する旨の記載をした資格喪失連絡票

適用条文	適用範囲	減免割合等	添付書類等
第 2 条 第 1 項 第 6 号 (給付制限)	国民健康保険法第59条の給付制限を 1月を超えて受ける被保険者を有する 世帯	該当被保険者が給付制 限を受ける期間に係る 保険料に相当する額	○収監証明書 ○拘留通知書 ○在所証明書 等
第 2 条 第 1 項 第 7 号 (特別の事情)	前各号に類する理由又はその他特別 の事情があったとき	その都度, 市長が定める 額	

別表第 2 (附則第 5 項関係)

東日本大震災により被災した被保険者に係る保険料減免基準

	対象世帯	減免割合等※ 1	添付資料等※ 2
①	原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行った世帯及び同法第 20 条第 2 項の規定による計画的避難区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯（令和 2 年度までに解除された区域にかかる世帯を除く）※ 3	それぞれの指示があった日の属する月分以降の保険料全額 ただし、平成 23 年 4 月 22 日に屋内退避指示が解除となった地域から転入した納付義務者については、平成 23 年 6 月分までの保険料全額	・避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの 住民票の写しなど
②	原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行った世帯の内、平成 25 年度までに行われた当該区域の解除・再編後の区域設定が平成 26 年度に解除された区域にかかる世帯であって、世帯に属する被保険者について、令和 2 年の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が 600 万円を超える世帯（以下「上位所得層」という。）に該当しない世帯	それぞれの指示があった日の属する月分以降の保険料全額	・避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの 住民票の写しなど
③	原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行った世帯の内、平成 26 年度までに行われた当該区域の解除・再編後の区域設定が平成 27 年度に解除された区域にかかる世帯であって、上位所得層に該当しない世帯	それぞれの指示があった日の属する月分以降の保険料全額	・避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの 住民票の写しなど
④	原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行った世帯の内、平成 27 年度までに行われた当該区域の解除・再編後の区域設定が平成 28 年度及び平成 29 年度に解除された区域にかかる	それぞれの指示があった日の属する月分以降の保険料全額	・避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの 住民票の写しなど

	世帯であって、上位所得層に該当しない世帯		
⑤	原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行った世帯の内、平成 29 年度までに行われた当該区域の解除・再編後の区域設定が令和元年度に解除された区域にかかる世帯であって、上位所得層に該当しない世帯	それぞれの指示があった日の属する月分以降の保険料全額	・避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの 住民票の写しなど
⑥	原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定による緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯であって、上位所得層に該当しない世帯	それぞれの指示があった日の属する月分以降の保険料全額	・避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの 住民票の写しなど
⑦	特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第 17 条第 9 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）に居住していたため、避難を行っていた世帯であって、特定避難勧奨地点の指定が解除された上位所得層に該当しない世帯	特定避難勧奨地点として特定した旨の通知を受けた日の属する月分以降の保険料全額	・特定避難勧奨地点として特定した住居に居住していたため、避難を行っていたことが確認できるもの

※ 1 納期限又は支払日を経過した保険料及び納付済みの保険料についても、減免できる。

※ 2 公的な書類を提出できない場合は、事業主、親族、知人等の証明を受けた書類に代えることができる。

また、提出できないやむを得ない事由があると市長が認めるときは、本人の申立てにより減免することができるものとする。

※ 3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行った世帯及び同法第 20 条第 2 項の規定による計画的避難区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯（当該区域の解除・再編後、当該再編後の区域設定が令和 2 年度までに解除された区域にかかる世帯を除く）については、当該区域の解除・再編後においても、引き続き、解除・再編前の世帯と同等の世帯として取り扱うこととする。

別表第3（附則第6項関係）

新型コロナウイルス感染症の影響により
収入が減少した被保険者等に係る保険料減免基準

	対象世帯	減免割合等※ 1	添付資料等												
①	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯	保険料全額	・ 新型コロナウイルス感染症により死亡又は重篤な傷病を負ったことが確認できるもの 死亡・ ・ 死亡診断書 傷病・ ・ 医師の診断書												
②	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する世帯 i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。 ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第 27 条の 2 第 1 項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第 314 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が 1,000 万円以下であること。 iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。	計算式により算出した対象保険料額に前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 【計算式】 対象保険料額＝A×B／C A:当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額 B:世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその合計額） C:被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額 <table><tr><th>前年の合計所得金額</th><th>減免割合</th></tr><tr><td>300万円以下</td><td>全部</td></tr><tr><td>300万円超400万円以下</td><td>10分の8</td></tr><tr><td>400万円超550万円以下</td><td>10分の6</td></tr><tr><td>550万円超750万円以下</td><td>10分の4</td></tr><tr><td>750万円超1,000万円以下</td><td>10分の2</td></tr></table> 注 1 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。	前年の合計所得金額	減免割合	300万円以下	全部	300万円超400万円以下	10分の8	400万円超550万円以下	10分の6	550万円超750万円以下	10分の4	750万円超1,000万円以下	10分の2	・ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等の前年中の収入額及び今年の収入見込額が確認できるもの ・ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得金額が確認できるもの ・ 世帯に属する全ての被保険者の前年の合計所得金額が確認できるもの 確定申告書の控え、源泉徴収票、給与明細、収支内訳書等 ・ 事業等の廃業の場合は、事実が確認できるもの 税務署に提出する事業廃止届、異動届の控え等 ・ 失業の場合は、事実が確認できるもの 雇用保険受給資格者証、離職票、解雇通知等
前年の合計所得金額	減免割合														
300万円以下	全部														
300万円超400万円以下	10分の8														
400万円超550万円以下	10分の6														
550万円超750万円以下	10分の4														
750万円超1,000万円以下	10分の2														

		注2 非自発的失業者の保険料軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険料軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険料の減免は行わない。 非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定する。 ア 【計算式】のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度を適用した後の所得を用いる。 イ 【減額又は免除の割合】の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度による軽減前の所得を用いる。	
--	--	---	--

- ※1 減免の対象となる保険料は、令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。）が設定されているもの（令和2年度相当分の保険料額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものを含む）とする。
- ※2 納期限又は支払日を経過した保険料及び納付済みの保険料についても、減免できる。